

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則

### 1. 案内情報

- 手続名 : 認定事業場等の変更の承認
- 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項
- 手続対象者 : 製造工事等を行う者
- 提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を物件を製造する事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 : 1件につき37,600円
- 添付書類・部数 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の2第3項に規定する書類(詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- 申請書様式 : 変更承認申請書(第十二号様式)
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。  
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- 標準処理期間 : 90日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

# 変更承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

印

製造工事  
年 月 日の改造修理工事に係る認定について、下記のとおり認定の際限定された  
整 備 認定に係る物件の範  
た事項  
範囲  
を変更したいので、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認  
定に関する規則第28条の2第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由